動画週刊誌「週刊西田」　西田昌司がズバッと答える一問一答

「一票の格差についても憲法改正が必要では？」

平成 25 年 4 月 23 日

●橘有三さんからの質問

一票の格差問題についてですが、結局のところ一票の格差が縮まれば縮まる程、都会（人口集中地）と地方（過疎地）の格差が広まるのではないでしょうか。この点についても、憲法自体を改正すべきでないでしょうか。

●西田昌司の答え

2012 年衆院選の場合、人口最少の高知 3 区（有権者約 20 万人）と最多の千葉 4 区（同約 50 万人）とでは 2.43 倍の一票の重みの差があり、大阪高裁、東京高裁などが違憲判決を下しました。山梨・福井・徳島・高知・佐賀の 5 県の議員定数を 3 から 2 に減らし、衆院小選挙区の定数を全体で 300 から 295 に減らすと一票の重みの差は最大で 1.998 倍に抑えらるので、このように「0 増 5 減」して一票の重みの差を 2 倍以内にすれば取り敢えずは憲法違反の状態からは脱せられるとの議論がされていますが、私は一票の格差を問題視すること自体が非常にナンセンスだと思います。

「一票の格差」問題を叫んでいる人は、各人が平等に政治に参加する権利を有するべしと主張していますが、そもそも都市と地方では政治の助けを必要とする度合が全く異なり、都市に比べて地方は行政需要が多く投票率も高いのです。一票の格差を問題視して地方の議席を減らしてしまうと政治を必要としている人の声が政治に届かなくなり、逆に不平等な結果となってしまいます。

「一票の格差」訴訟を起こしている人々のほとんどが左翼的な思想に基づいて運動をしていると思いますが、彼らは「憲法違反の国会議員が作った法

律になんか従う必要はないし、国家自体が出鱈目なんだ」とでも言わんばかりに、国家転覆を企んでいるのではないかと勘繰ってしまう程、ナンセンスな訴訟をしているわけで、混乱をもたらす結果にしかなっていません。

選挙権とは主権者である国民が選良たる議員を選ぶ権利であり、国民に選ばれて議員を務める我々はその責任の重さを十分に受け止めなければなりません。そのような重要な権利に格差があるのは許されるべきではないという意見に一理はありますが、自分の一票で選挙の結果が変わるようなケースはまずありませんし、実際のところ一票の価値はほとんどゼロに近いのです。

ちなみに、地方選挙では国政選挙以上に一票の格差がありますが、国政選挙のようには問題視されていません。例えば平成 21 年の東京都議会議員選挙を見ると、有権者の少ない千代田区の定数は 1 で議員一人当たりの有権者数は 39,140 人に対し、有権者の多い世田谷区の定数は 8 で議員一人当たりの有権者数は 87,538 人であり、2 倍以上の格差があります。しかし、千代田区は東京の中心であり住民が少なくても議員一人は割当てようという合意があるので特に問題視されていません。

国会議員の場合は地方議員よりも国全体を考える視点が必要であり、都市部だけでなく地方の声にも耳を傾けて上手くバランスを取らねばなりません。過疎地域で生まれ育った人が故郷を離れずに故郷で働いて故郷で一生を送りたいと思っても働く場所もなく、仕方なく故郷を離れなければならないといった現実がありますが、このような問題を考える上でも、鳥取県のような一番過疎の進んでいる県には国会議員は要らない、という話にはなりません。

日米安全保障体制を維持するために沖縄に米軍基地が集中し、安全保障の多くを沖縄に負担してもらっていますが、そこで苦労されている方々の声を政治はしっかりと受け止めなければなりません。また、過疎が進んだ地域に外国人が大量に住み着いたり、オウムのような犯罪者集団が入ってきてその地域を乗っ取られるような危険もあるわけで、政治は国土のすみずみまで目

を行き届かせなければなりません。

憲法の第十四条には「すべて国民は、法の下に平等」と謳われています。「憲法を尊重するのであれば一票の重みの差を 2 倍以内にしなければおかしいじゃないか」というのが違憲論者の論法ですが、そのような意見はただたんに数字上の辻褄合わせをしようとしているだけで、政治本来の目的を忘れてしまっています。

日本は皇室を中心としてそれぞれの地域にそれぞれの立派な文化を持つ国であり、都市だけでなく地方も含め均衡して発展すべきという発想が必要なのですが、戦後は国家改革という名の国家解体が進められ、国を守るという当たり前のことが危険思想として徹底的に否定されました。そのような教育を受けた人が裁判官になると、国全体を考えるモラルを欠いた今回のような判決が下されるわけです。裁判官が違憲と判断してしまえばそれに従うしかないのですが、裁判官が国民としての常識をなくしてしまっていると言わざるを得ません。

昭和から平成に変わる時期に、戦前の教育を受けてきちんとした国家観を持った方が世の中の第一線から退かれ、社会のあらゆる分野で世代が入れ替わりました。昭和の時代は戦前の価値観を持った方々が世の中に箍をはめてきましたが、平成の時代は戦後の価値観を丸のみで信じてきた人が様々な分野で第一線に躍り出たのです。昭和から平成に変わる時期は、冷戦が終わって世界的に価値観の変動が起こったばかりでなく、日本においては戦後体制がより強固となる地殻変動の起こった時期です。今回の違憲判決は、司法においてもそのような変動が起こったことを物語っているように思います。

憲法の第四十七条には「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める」とあるだけで具体的な規定がされておらず、これが「一票の格差」問題の発端なのですが、「一票の格差が違憲とならないように憲法を改正しよう」といった法律論を語るのではなく、いかに国民が常識を取り戻すか、いかに戦後の思考停止社会から抜け出すか、とい

う視点が必要だと思います。

反訳：ウッキーさん

Copyright：週刊西田 http://www.shukannishida.jp